

★まちかど 情報掲示板

■お問合せは、芦別市役所 ☎22-2111まで
■家庭児童相談室は ☎24-2771へ

募集・講習・試験

北海道警察官採用試験 実施日程(第1回試験)

○受験資格

①学歴 A区分Ⅱ学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した方(平成28年3月卒業見込み、高度専門士の称号を取得または平成28年3月末日までに取得見込みの方を含む)
②学歴 B区分ⅡA区分以外の方(学校教育法による高等学校に在学中の方を除く)
③年齢 (A・B区分とも) 昭和58年4月2日〜平成10年4月1日生まれの方

○受付期間

4月1日(水)〜15日(水)、電子申請による場合は4月10日(金)午後5時30分まで

○第1次試験

5月10日(日)

☎22-0110

●詳細 芦別警察署

道営住宅入居者を募集します

団地名	所在地	規格	戸数	募集区分	家賃
芦別ふれあい団地	本町1065番地	2DK	1戸(5階)	シルバー	17,300円〜33,900円

※5階建て、エレベーター有り

○受付期間 ①4月9日(木)・10日(金)午前9時〜午後7時30分②4月11日(土)午前9時〜午後5時

○受付場所 芦別ふれあい団地1階集会所

○入居者選定方法 4月14日(火)午前10時から芦別ふれあい団地1階集会所にて抽選会を行います

○入居予定日 6月1日を予定

○入居資格 ①入居者全員の月額所得(所得税法上の所得額から扶養親族などの控除を行った額)が15万8,000円以下の方。障害者など裁量階層に該当する場合は、21万4,000円以下の方②シルバーハウジング住宅指定につき、要支援または要介護1〜3に該当する方(同居者を含む)が対象(単身入居も可能)。介護保険証をご持参ください。その他の応募資格などはお問い合わせください③暴力団員でない方

○家賃 ①収入区分に応じて決定します②駐車場は有料(1台につき月額2,740円)③初回の支払いは、敷金(家賃の2か月分)及び入居月の家賃です

○その他 受付及び抽選会に来られる方は、団地内の駐車場は利用できませんので、公共交通機関等を利用されるか団地外の駐車場に駐車してください

●詳細 エムエムエスマンションマネジメントサービス㈱空知事業所 ☎0125-23-3071 (滝川市本町2丁目3番5号TSビル2階)、午前8時45分〜午後5時30分(土・日曜日、祝日は除く)

芦別市社会福祉事業団職員を募集します

■臨時介護職員 採用各1人

○採用予定日/随時 ○申込期限/随時

資格要件	①介護福祉士・ホームヘルパー2級以上・介護職員初任者研修修了者のいずれかの資格を有する方 ②採用後通勤可能な方	
勤務場所	芦別市老人デイサービスセンター	芦別市介護老人保健施設
業務内容	老人デイサービスセンターにおける介護業務	介護老人保健施設における介護業務
雇用期間	採用日から平成28年3月31日まで(勤務実績などを考慮した期間延長あり)	
勤務時間	交代制 ①9:00〜13:00 ②12:00〜16:00	シフト制(1日8時間) ①6:30〜15:15 ②8:15〜17:00 ③10:15〜19:00
休日	土・日曜日及び祝日	4週8休制
賃金	時給864円(介護福祉士有資格者は890円)	
選考方法	個別面接試験	
提出書類	採用志願書、資格免許証の写し各1通	

■支援相談員 採用1人

○採用予定日/5月1日(金) ○申込期限/4月17日(金)

資格要件	①社会福祉士または社会福祉主事の資格を有する方 ②介護支援専門員の資格を有する方 ③社会福祉施設等で相談業務の実務経験がある方 ④①〜③の全てに該当する方	
勤務場所	芦別市介護老人保健施設	
業務内容	介護老人保健施設利用者の相談業務	
勤務時間	8:30〜17:15※休日は土・日曜日、祝日及び年末年始	
給料・手当	芦別市社会福祉事業団の給与規程に基づき支給	
選考方法	①第1次試験＝一般教養筆記試験②第2次試験＝第1次試験合格者に個別面接試験	
提出書類	採用志願書、資格免許証の写し、学業成績証明書各1通	

●採用志願書の請求・提出・詳細 芦別市社会福祉事業団事務局総務係(〒075-0041 芦別市本町14番地) ☎22-1816

「いつかやらなきゃ」を今解決! お困りではありませんか?

不要品引取り

遺品整理

受け賜ります

見積無料!!

まずは

お電話下さい

芦別市一般廃棄物許可業者

●●●●松井住宅設備●●●●

留萌市末広町3丁目5-19 Tel.0164-56-1628 fax0164-56-1629

あなたの
悩みに

すべての相談の相談料が
無料になりました。

コタエを
出します

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00〜16:00(12:00〜13:00を除く)
土曜 10:00〜13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

市の奨学生を募集

○応募資格 ①芦別市に住所を有する方(本人または親)
②大学(大学院を除く)、短期大学、高等専門学校(4年次及び5年次に限る)。または修業年限が2年以上の専修学校に在学する方③経済的理由で修学が困難な方④学業優秀、性行善良で健康な方
○奨学金の月額

区分	金額
国公立大学生	2万4000円
私立大学生	3万円
国公立及び私立の高等専門学校生	2万2000円
私立の専修学校生	2万2000円
市内の専修学校生	3万2000円

○貸与方法 毎月末日までにご指定の口座に振り込みます。ただし、1回目の貸与については6月からで、4月分

国勢調査の調査員を募集します

平成27年10月1日を基準日として、全ての方を対象に国勢調査が実施されます。

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにし、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。調査の実施に伴い、責任をもって調査のできる方を募集します。

募集人員	100人程度
応募資格	①市内に居住し、20歳以上で調査活動ができる健康な方②調査で知り得たことなど、秘密を保持できる方③警察、選挙、税務事務に従事していない方④暴力団員でない方及び暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない方
期間	8月下旬～10月(予定)
内容	①調査員説明会に出席し、調査の仕方などの説明を受ける②担当する地域を確認する③世帯への訪問、調査票の配布・回収、書類の作成 ※おまかなスケジュールは決まっていますが、世帯の訪問スケジュールなど活動期間中はご自身で予定を立てられます④書類の点検・提出
調査員の身分	任命期間中は非常勤の国家公務員となります
報酬	国の基準に基づく報酬を支給します
申込期限	4月30日(木)
応募方法	登録志願書に必要事項を記入のうえ、企画課まちづくり推進係へ持参
※登録志願書は市ホームページの左側「統計情報」をクリック、「統計調査員の登録募集」をクリックし、下段の「統計調査登録志願書」をクリックするとダウンロードできます	

●登録志願書の請求・提出・詳細 まちづくり推進係

から6月分は6月末日までに振り込みます

○返還方法 卒業後6か月を経過した後、年2回(3月及び9月)で返還していただきます(無利子・10年以内、ただし市内の専修学校生のみ8年以内)

○願書等の提出期日 5月11日(月)まで

●申し込み・詳細 学務課総務係 ☎22・2387

前期技能検定試験

○受付期間 4月6日(月)～17日(金)

○実施検定級 1級、単一等級、2級、3級

○実施職種 造園、鉄工、とび、建築板金、建築塗装、左官など

国税専門官を募集

○その他 試験会場、試験日時、経験年数の短縮・免除、実施職種、受験手数料などについてはお問い合わせください
●申し込み・詳細 空知地方技能訓練協会
☎0125・24・1880

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。平成27年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

○受験資格 ①昭和60年4月2日～平成6年4月1日生ま

れの方②平成6年4月2日以降生まれの方で大学を卒業したなど別に定める方

○申込受付期間 ①インターネット

ネット 4月1日(水)午前9時～13日(月)受信有効、申込専用アドレス <http://www.jinjisiken.go.jp/juken.html> ②郵送または持参 4月1日(水)～2日(木)通信日付印有効
○その他 原則として、インターネット申し込みをご利用ください

●詳細 札幌国税局

滝里ダム防災施設のテナントを募集します

滝里町の歴史などを展示している滝里ダム防災施設(旧滝里ダム資料館)内で飲食営業などを行うテナントを募集します。

○営業内容 飲食営業ほか

○営業期間 5月1日(金)～10月31日(土)

○申込期限 4月17日(金)

○その他 ①テナント貸付料を徴収します②申し込みは市内の方を優先とし、市内の方の申し込みがない場合は市外の方も対象とします

●申し込み・詳細 観光振興係

三段滝公園の売店開設希望者を募集

○出店条件 ①市内に住所を有する方②テナントまたはプレハブでの出店とし、車両などの店舗は不可③取扱商品は、

缶ジュース類・山菜類・農産物など(アルコール類は禁止)
④芦別市公園条例・規則に定める事項、出店に際しての許可条件を遵守できる方
○開設期間 4月下旬～10月末
○募集数 2店舗(1区画 9.72㎡(3.6m×2.7m))
○選考方法 申請書類などにより審査(申込者が多い場合は抽選となります)
○申込期限 4月17日(金)
●申し込み・詳細 土木係

啓南団地の事業主体が変わります

4月1日より、啓南団地の事業主体が北海道から芦別市に変更となり、市営住宅になりました。これに伴い、啓南団地の入居申込み、修繕依頼、収入申告書の提出など各種手続きに関する受け付けは、市役所住宅係が行うこととなります。

●詳細 住宅係

公営住宅使用料収納業務受託者の変更

4月1日から、公営住宅使用料収納業務を次の方に委託しました。

○新受託者 小野英開
○旧受託者 春日英次

受章
おめでとうございます



■消防庁長官永年勤続功章
小野殖基さん

昭和46年
芦別市芦別
消防団に入
団。平成25

年には、全団員の推薦により
芦別市消防団副団長に任命さ
れました。

この間、終始一貫職務に精
励し、その豊富な知識と経験
で後輩団員の指導育成に努
め、災害発生に際しては、旺
盛なる敢闘精神と責任感によ
り、率先垂範防ぎよ活動の指
揮に当たるとともに、平素は
消防技術の向上と指導に熱意
を注ぎ、消防団員の意識高揚
に努力する一方、市民に対す
る防火思想の普及など献身的
な活動を行いました。

これらの功績が認められ受
章されました。

春の全道火災予防運動

○実施期間 4月20日(月)～30日(木)

○統一標語 もういいかい
火を消すまでは まあだだよ
※春の火災予防運動実施期間
中、本運動の一環として、消
防団員による一般住宅の防火

査察(立入検査)を実施しま
す。住宅内の防火設備や義務
化された住宅用火災警報器の
設置状況等を確認し、住宅火
災の防止及び住宅防火対策の
徹底を図ることを目的に実施
するものです。皆さんのご理
解とご協力をお願いします。

〈平成23年6月1日から、全
ての住宅に住宅用火災警報器の
設置が義務付けられています〉

●詳細 消防署予防係

☎22・3106

鎮火祭車両パレードを
実施します

○日時 4月11日(土)午後3時

○場所 芦別消防署前を出発
し、本町地区一円を走行

●詳細 消防署予防係

☎22・3106

合併処理浄化槽設置補助金のお知らせ

公共下水道を整備する予定がない地域にお住
まいの方のトイレ・台所・風呂・洗濯などの生
活排水処理対策として、合併処理浄化槽設置費
用の90%(上限額あり)を補助する事業を実施
しています。

○補助対象となる方 西芦別町、頼城町、野花
南町、新城町など公共下水道を整備する予定が
ない地域(芦別市下水道処理計画区域外)にお住
まいの方で、次の条件を全て満たしている方

- ①現在お住まいになられている、またはこれからお住まいになる予定の住宅(併用住宅の場合は居住部分の面積が2分の1以上の住宅)に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置される方
 - ②上水道・地下水などにより、合併処理浄化槽の設置に必要な水量の確保ができる方
 - ③市税を滞納していない方
- ※借家または借地の場合は、家主または地主の承諾が必要となります
※工事は次に掲げる指定工事店が実施しなければなりません

○指定工事店

工事店名	住所	電話
㈱大橋設備工業	上芦別町105番地154	22-4520
多田建設工業(株)	北2条西2丁目8番地	22-3357
㈱ドウネン	南1条東1丁目2番地の5	22-3182
㈱明治	上芦別町215番地137	22-8811

○申込方法 9月30日(木)までに環境衛生係備え付けの申込書を提出。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

●詳細 環境衛生係、市ホームページ

手話奉仕員養成講座の
参加者に交通費等を助成

岩見沢市で開催される手話
奉仕員養成講座へ参加し、講
座終了後、手話奉仕員として
活動される方に交通費とテキ
スト代を助成します。

○開催日時 ①昼の部 4月
15日～12月9日までの毎週水
曜日、午前10時～正午②夜の
部 4月14日～12月8日まで
の毎週火曜日、午後6時30分
～8時30分(①②ともに34回
の開催)

○助成対象者 ①または②に
27回以上参加できる方

○開催場所 岩見沢広域総合
福祉センター

○受講料 無料

○申込期限 4月13日(月)

○申込先 岩見沢市社会福祉
協議会

●詳細 障がい福祉係

「協会けんぽの健診」の
ご案内

協会けんぽ北海道支部では
年度内に1回、加入者の健診
費用の一部を補助していま
す。

35歳～74歳の被保険者(本
人)へは、がん検診を含めた
充実した健診項目の「生活習
慣病予防健診」を、40歳～74
歳の被扶養者(家族)へは、メ
タボリックシンドロームに着
目した「特定健康診査」と二
つの健診を用意しています。
生活習慣病は早期発見・早期
治療が大切です。1年に1度
は健診を受けましょう。

K&M Law.....初回相談料無料.....

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から
企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。
初回相談料無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) 初回相談料無料 (滝川事務所)
札幌弁護士会所属 小寺・松田法律事務所 滝川市花月町1丁目1番10号
弁護士法人 TEL.0125-23-8455 http://www.kmlaw.jp



保険料率改定のお知らせ

協会けんぽ北海道支部では平成27年度の保険料率改定について、衆議院の解散に伴い政府予算編成が遅れたことから、健康保険料率並びに介護保険料率の決定が遅れました。このため、保険料率の変更が例年より1か月遅れの4月分(6月1日納期分)からとなります。

平成27年度の健康保険料率は10.14%(プラス0.02%)、介護保険料率は1.58%(マイナス0.14%)と、健康保険料率は引き上げざるを得ない結果となりました。厳しい経済状況の中ですが何とぞご理解ください。

国民年金保険料についてのお知らせ

今月から国民年金保険料は、月額15,250円から340円引き上げられ、15,590円になります。

保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書により金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。なお、保険料の口座振替は納め忘れがなく手数料もかかりません。また、前納による割引制度もありますので、ぜひご利用ください。

なお、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる制度もありますのでご相談ください。

●詳細 砂川年金事務所 ☎0125-52-2144または市民年金係

■移動年金相談についてのお知らせ

年金事務所では、隔月ごと(奇数月)に出張年金相談を開催しています。予約制となっていますので、希望するかたは事前に年金事務所へお電話で予約をしてください。

なお、相談日については5月よりくらしのカレンダーに掲載します。

●予約・詳細 砂川年金事務所お客様相談室 ☎0125-28-9002または0125-28-9003

■国民年金保険料「学生納付特例」のお知らせ

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。加入しても保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。「学生納付特例制度」の承認期間は4月から翌年3月までとなります。該当する方は、忘れずに手続きをしてください。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増やすため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

○対象者 各種学校に在学する20歳以上の学生の方(所得が一定額を越えると申請が承認されない場合があります)

○必要な書類 年金手帳、印鑑、学生証など(代理の方が手続きに来る場合は、窓口に来た方のご本人確認ができる運転免許証や健康保険証、年金手帳など)

※26年度において「学生納付特例制度」により保険料納付を猶予されている方で、27年度も引き続き在学予定の方へは、基礎年金番号などの印字されたハガキ形式の「学生納付特例申請書」が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキで申請ができ、学生証などは不要です。

●詳細 砂川年金事務所 ☎0125-52-2144または市民年金係

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をする方へ

厚生労働省では毎年、「人口動態調査」を実施しています。この調査は、皆さんからの出生・死亡・婚姻・離婚などの届出をもとに、出生や死亡の状況を調べるものですが、国勢調査が行われる年には「人口動態職業・産業調査」を実施し、届出書に職業の記入をお願いしています。

平成27年度は国勢調査の年になりますので、これらの届出をされる皆さんのご協力を願います。

○調査期間 4月1日〜平成28年3月31日

○調査対象者 出生・死亡・

死産・婚姻及び離婚の届出をされる方

○調査方法 各届出をされるときに、事務職・販売職など「職業」の記入をお願いします。また、死亡届には、農業・建設業など「産業」の記入も併せてお願いします。

●詳細 市民年金係

「花いっぱい運動」にご協力をお願いします

市では、5月24日(日)に公共施設や街路の植樹マスなどに花を植える花いっぱい運動を実施します。なお、昨年参加いただいた団体には市から連絡しますが、新たに参加を希望する団体は花の苗を配布しますのでお知らせください。

○申込期間 5月15日金

●申し込み・詳細 土木係



融雪機器設置費用の一部を融資・助成します

市では、冬期間の生活環境の向上を目的に、敷地内に融雪機器を設置する方に対して、購入資金の一部を融資・助成しています。融資・助成には一定の条件がありますので、融雪機器の設置を検討されている方は、お問い合わせください。

○対象となる融雪機器 ①融雪槽 ②市販されているもの

定期接種の水痘予防接種の経過措置が終了

平成26年度の経過措置として対象となっていた3歳以上5歳未満の方への定期接種の水痘予防接種は終了しました。4月1日からは1歳以上3歳未満のお子さんのみ対象となります。

●詳細 健康推進係

で、地中に埋設固定されているほか、落下防止の安全装置を備えているもの②ロードヒーティングの地中に埋設された発熱体や温水などで融雪し、融雪水が敷地外に流れ出さないようになっているもの

○申請期限 10月30日金

●申し込み・詳細 土木係

**自転車には防犯登録と
ツーロックを**

例年、雪解けを迎える4月から、自転車を利用する機会が増える一方で盗難被害も増加しています。

大切な自転車を盗難被害から守るために備付けの鍵以外にもワイヤー錠等の丈夫な鍵を付けるようにしてツーロック（二重錠）をしましょう。

○万が一被害にあった時の早期発見のために ①防犯登録をしましょう ②防犯登録（有料）の手続きは、自転車販売店で取扱っています ③防犯登録をする時防犯登録番号や車体番号から所有者がわかるため、万が一盗難被害に遭った場合でも被害回復の可能性が高くなります

●詳細 芦別警察署
☎22・0110

**改正パートタイム労働法・
改正次世代法が施行**

**パートタイム労働法の改正
ポイント**

○パートタイム労働者の公正な待遇の確保 ①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大 ②「短時間労働者の待遇の原則」の新設 ③職務の内容

に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象

○パートタイム労働者の納得性を高めるための措置 ①パートタイム労働者を雇い入れた時における雇管理の改善措置内容の説明の義務化 ②パートタイム労働者からの相談の窓口の設置と雇入れ時の「相談窓口」の文書等での明示義務 ③説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止 ④親族の葬儀などのために勤務しなかつたことを理由とする解雇は適当ではないこと

○パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設 ①厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設 ②報告の拒否・虚偽の報告をした事業主に対する過料の新設

次世代法の改正ポイント

○法律の有効期限が10年間延長 引き続き平成37年3月31日までの間、一般事業主行動計画の策定、周知公表、届出について、従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務となる

○新たな指針に沿った一般事業主行動計画の策定 ①非正規雇用の労働者が取組の対象

であることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること ②男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組や、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることが重要であること ③計画の実施状況の点検にあたり、P D C Aサイクルを確立することが重要であること ④育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること

○認定制度の変更 ①現行の認定制度において、男性の育児休業に係る中小企業特例の拡大や女性の育児休業に係る基準を変更 ②新たにプラチナくるみん認定制度を創設 ③くるみん認定企業が受けられる税制優遇措置の3年間延長と内容の見直し

●詳細 北海道労働局雇用均等室 ☎011・709・2715

**特別児童扶養手当の
認定請求を受付中**

○支給対象 精神や身体に障がいを持つ子を養育している親または養育者

○手当額 ①1級認定者 月額5万1100円 ②2級認定者 月額3万4030円

○支給期間 子が20歳に達する日まで

○その他 前年の所得に応じた支給制限があります

●申請・詳細 子ども家庭係 ☎24・2777

**後期高齢者医療制度
障害認定申請について**

一定の障がいのある65歳〜74歳までの方のうち申請により、北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができま

■一定の障がいとは

①障害基礎年金1、2級を支給している方 ※国民年金以外の障害年金受給者については個別にお問い合わせください

②身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方

③身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当

当される方 (1)音声障害 (2)言語障害 (3)下肢障害4級1号 (両下肢の全ての指を欠くもの) (4)下肢障害4級3号 (一下肢を下肢の二分の一以上で欠くもの) (5)下肢障害4級4号 (一下肢の機能の著しい障害)

④精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

⑤療育手帳A (重度) をお持ちの方

○現在加入している保険の手続きについて 後期高齢者医療制度の被保険者 (加入者) となる方は、それまで加入していた健康保険 (国民健康保険、健康保険組合、共済組合等) から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

●申請及び詳細 医療助成係 (1階3・2窓口)

**特別障がい者手当等の
申請を受付中**

○支給区分

手当額	支給される方	支給されない方
特別障がい者手当 月額2万6260円	20歳以上の重度の障害があり、日常生活に必要と認められる方	①施設に入所している方 ②病院などに3か月以上入院している方 ③本人や扶養義務者などに一定以上の所得がある方
障がい児福祉手当 月額1万4480円	20歳未満の重度の障害があり、日常生活に必要と認められる方	①施設に入所している方 ②障がいによる公的年金を受給している方 ③本人や扶養義務者などに一定以上の所得がある方

●申請・詳細 障がい福祉係

投票へ行きましょう!

4月12日 知事・道議選挙

4月26日 市長・市議選挙

国際交流員デミアン・オケインの英会話講座

Let's enjoy improving our English ~みんなで楽しく英語を勉強しよう~

■英会話講座

- 対象 市内中学生以上
- 期間 5月25日(月)~9月7日(月)※祝日を除く毎週月曜日
- 受講内容

コース	受講内容	時間	定員
英会話 応用 コース	フリートalking=テーマに沿って、自由に話し合います	16:00	15人
	英文法=実用的な英文法を勉強します	17:25	
	英文読解=実用的な英文を作って、勉強します		
英会話 初級 コース	フリートalking=テーマに沿って、自由に話し合います	17:30	15人
	英文法=基本的な英文法を勉強します	18:55	
	英文読解=基本的な英文を作って、勉強します		

- 場所 ①5~6月=青年センター2階第3研修室
- ②7~9月=総合体育館会議室(※)
- 用意する物 筆記用具、辞書

■親子英会話講座

- 対象 市内小学生と保護者
- 期間 5月27日(水)~9月9日(水)祝日を除く毎週水曜日
- 受講内容

コース	受講内容	時間	定員
親子 英会話	英語絵本の読み聞かせ	18:00	15組
	英語のゲーム	19:55	
	会話と発音		
	英文法と英文読解		

- 場所 ①5~6月=青年センター2階第1研修室
- ②7~9月=総合体育館会議室(※)
- (※)青年センターについては7月より実施される耐震補強工事に伴い使用できなくなるため、7月以降の英会話講座については開催場所を変更し芦別市総合体育館にて開催予定
- 申し込み・詳細 生涯学習係 ☎22-3110

重度身体障がい者(児)に
ハイヤー券を交付します

○対象者 ①上肢機能障がい者以外の肢体不自由障がい者有し、障がい等級1級または2級に該当する方②視覚障がい、呼吸機能障がいまたは心臓機能障がい有する方で、障がい等級1級に該当する方③じん臓機能障がい有し、血液透析療法を受けるために市立芦別病院に入院する方で、障がい等級が1級から3級までに該当する方④市が援護の実施者となって身体障がい者更生援護施設に入所して

児童扶養手当の
認定請求を受付中

いる方⑤義務教育修了前の身体障がい児で、保護者が市内に住所を有している方
○有効期間 平成27年4月1日~平成28年3月31日
○交付に必要なもの 身体障がい者手帳、印鑑
●交付場所・詳細 障がい福祉係

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けることを目的とした制度で、離婚や死別などでひとり親になった児童を養育している親や養育者、両親

のいずれかが保護命令を受けている児童を養育している親が対象になります。
○支給期間 児童が18歳になる年度末まで(※児童に一定障害がある場合は20歳の誕生日まで)
○支給額 前年度の所得に応じて、4万2000円から9910円。または支給額が全額停止になる等支給制限があります。2人目以降の児童に対しては、支給加算がありません。公的年金を受給されている方は、所得等に依りて算出した手当額が、公的年金額を超える場合にその差額を支給

学びのひろば

児童センター行事案内

■第1回フロアカーリング

一緒に練習しましょう。初めてでも楽しくできます。動きやすい服装で来てください。
○日時 4月18日(土)午前10時~11時30分

○対象 小学生(定員16人)
○用意するもの 上靴、タオル

■タオルキャンデーを作ろう

○日時 5月9日(土)午前10時~11時30分
○対象 小学生(定員20人)
○用意するもの 手拭きタオル

●申し込み・詳細 児童センター ☎24-2774

「星に願いを」参加者募集

教育委員会では平成25年10月1日から「星に願いを」を開設しています。

この団体は、同世代の参加者同士の交流を行ったり、参加者が活動内容を決定し自主的に活動をしています。同世

代の方は参加してみませんか
○活動内容 青年対象のイベントの企画・実施、参加者同士のコミュニケーション、芦別ガイドブックの作成、他団体のイベントへの参加・協力等

○参加対象 市内に在住もしくは勤務している20歳~40歳の男女
○定員 40人

●申し込み・詳細 生涯学習係 ☎22-3110、e-mail: syougai@city.ashibetsu.hokkaido.jp

作品などを展示してPRしませんか

団体やサークル、または個人で文化や芸術・ボランティアなどの活動を作品の展示や写真などでPRしませんか。
○展示場所 青年センターロビー

○展示期間 4月~6月末(原則1か月間)

○展示月 相談のうえ決定しますが、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承願います

○展示方法 備え付けのガラスケース、またはFKパネル(12m x 1.8m)2枚に設置します

●申し込み・詳細 生涯学習係 ☎22-3110

市民パークゴルフ場の
シーズン券を販売します

○販売日時 4月20日(月)～24日(金)午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は休み)

○料金(税込) 9030円

(高校生以上)

○販売場所 総合体育館

○その他 ①顔写真1枚を持

参(縦3cm、横2.5cm。1年以

内に撮影されたもの)

●取扱場所・詳細 体育振興

係 ☎24・2525

2月分教育委員会だより

○報告事項 ①平成26年度学
校関係者評価の結果について

金曜日の女子会始めませんか
平成27年度女性大学受講者を募集

女性大学は、女性のための家庭生活・一般教養についての学習やレクリエーション活動を行います。積極的に学習したい方はもちろん、仲間づくりを目的としている方の受講も大歓迎です。修了要件は年間出席率50%以上です。

お気軽にお申し込みください。

開催日	5月8日～平成28年2月19日(予定) ※全18回、原則月2回・隔週金曜日
時間	午前10時～午後2時30分 (午前10時～11時30分、午後1時～2時30分)
場所	市民会館中ホールほか
対象	市内在住の18歳以上の女性
定員	40人程度
平成26年度に実施した主な学習内容	専門講師による講話(栄養教室、リズムウォーキング)、ダンス、美術、施設見学等の体験活動など(このほかに小学生との異世代交流事業などを実施)
受講料	無料(ただし、実習材料費などは自己負担)
申込期限	4月28日(火)

●申し込み・詳細 生涯学習係 ☎22-3110

平成27年度高齢者大学
(大学課程4年制)の受講者を募集

高齢者大学は高齢者の生きがいづくりと社会活動への参加を目的に開設しています。学習活動はもちろん、仲間づくりを目的としている方の受講も大歓迎ですので、生涯学習を通じた交流をしませんか。修了(進級)要件は、年間出席率50%以上です。試験はありませんので、お気軽にお申し込みください。

期間	4月22日～平成28年2月14日(予定) (隔週水曜日、全20回、原則月2回)
時間	午前の部は10時～11時30分、午後の部は0時30分～2時(原則)
場所	市民会館中ホールほか
対象	市内に在住する60歳以上の方
定員	20人程度
平成26年度に実施した主な学習内容	健康・運動に関する講座、パークゴルフ、遠足等の各種体験活動(このほかに小学生との異世代交流事業などを実施)
受講料	無料(ただし、実習材料費などは自己負担)
申込期限	4月17日(金)

●申し込み・詳細 生涯学習係 ☎22-3110

スポーツ安全保険への加入を受け付け

スポーツ安全保険は、5人以上でスポーツや文化、社会奉仕活動を行う団体を対象として、活動中の事故やけがを保障するものです。

○保障の内容

区分	掛金(1人)	死亡	後遺障がい	①入院 ②通院	賠償責任保障 (賠償限度額)	突然死葬祭費用保険
中学生以下・社会奉仕団体	800円	2,000万円	最高3,000万円	①1日4,000円 ②1日1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円	突然死(急性心不全、脳内出血など)葬祭費用180万円
高校生以上	1,850円				ただし、対人賠償は1人1億円	
65歳以上	1,000円	600万円	最高900万円	①1日1,800円 ②1日1,000円	免責金額なし	
山岳登山等を行うスポーツ団体	1万1,000円	500万円	最高750万円			

○対象になる範囲 ①所属する団体の管理下で活動中の事故②所属する団体が指定した集合・解散場所と自宅との往復中の事故

○申込方法 市内体育施設に備え付けの用紙に記入の上、各自で手続きをしてください

○保障期間 加入日から～平成28年3月31日(掛け金を保険機関の窓口に振り込んだ日の翌日から適用)

●詳細 体育振興係 ☎24-2525

寄付
ありがとうございました

- 福祉事業に
成田孝史様……………3万円
- 農業担い手等育成事業に
丸岡育子様……………3万円
- まちづくり人材育成国際交流促進事業に
片桐賢一様……………5000円
- 第19回芦別市青少年健全育成市民の集い「星の降る里フリーマーケット」益金の一部を青少年健全育成事業に
サンノの会様……………2万円
- 芦別サツカー少年団様……………5000円
- 芦別市スターキッズダン……………15000円
- Max様……………10000円

百歳おめでとうございます

◇熊谷 ハルヨさん

大正4年3月10日生まれ

市では、満百歳を迎えた方に、市長よりお祝いを申し上げますとともに祝品を贈呈しました。

